

資料－2

第35回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会
2013年12月3日

協議会への参加資格条件について

1. 資格条件に関する改正について

以下の2つの改正を提案します。

①. 協議会設置要綱

第6条の委員の条件とされている「地域住民」を「個人」に変更し、地域の外からの参加を可能とします。

②. 募集要綱

応募資格の「18歳以上の桶川市、川島町、上尾市在住」の条件を削除し、地域の外からの参加および18歳未満の参加も可能とします。ただし、「荒川太郎右衛門地区自然再生事業の主旨に賛同し、熱意をもって参加・活動する」の条件を追加します。

改正理由は以下のとおりです。

- 協議会設立当初は、地域に責任をもてる人が中心となって、自然再生を行う必要があるとして、応募資格に地域条件を設けましたが、地域の人々の参加人数は設立当初より減少しています。
- 委員の減少と同時に高齢化も進んでおり、協議会を継続させる上で、新規の参加者が必要です。
(例えば、今年度の秋のイベントでは、埼玉大学の学生が参加したことで、イベント運営がスムーズに進み、イベントも盛り上がりました。)
- 設立当初から「わいわいがやがや」楽しんで参加できる仕組みづくりを目指して来ましたが、残念ながら実現できておらず、設立当初の主旨を見直す時期にきていると判断されます。
- より広く、主旨に賛同し、熱意をもって参加・活動する個人または団体若しくは法人の代表者が応募できるような仕組みにしておくことが必要です。
- なお、応募資格条件の緩和により、主旨を理解しない、または取り組みに参加・活動しない方の応募も考えられますので、「事業の主旨に賛同し、熱意をもって参加・活動する」を新たな条件として追加します。新たな条件は、応募者の審査によって確認することとします。
- 新たな条件を追加することで、年齢の条件を削除し、年齢・国籍を問わず誰でも参加できることとします。

2. 協議会設置要綱の改正(案)

設置要綱（現行）	設置要綱（改正案）
<p>荒川太郎右衛門自然再生協議会 設置要綱 （6期）</p> <p>第1章 総則 （設置）</p> <p>第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。</p> <p>（自然再生事業対象地区）</p> <p>第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川50.4kmから54.0km間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。 2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。</p> <p>第2章 目的および協議会所掌事務 （目的）</p> <p>第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。</p> <p>（協議会所掌事務）</p> <p>第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。 (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。 (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。 (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。 (4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。</p>	<p>荒川太郎右衛門自然再生協議会 設置要綱 （6期）</p> <p>第1章 総則 （設置）</p> <p>第1条 （変更無し）</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 （変更無し）</p> <p>（自然再生事業対象地区）</p> <p>第3条 （変更無し）</p> <p>第2章 目的および協議会所掌事務 （目的）</p> <p>第4条 （変更無し）</p> <p>（協議会所掌事務）</p> <p>第5条 （変更無し）</p>

2. 協議会設置要綱の改正(案)

設置要綱(現行)

第3章 委員 (委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

1. 公募による**地域住民および**団体若しくは法人の代表者
2. 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
3. 関係地方公共団体の職員
4. 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、**地域住民および**団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

第7条 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意志を規定の書式により提出し、かつ資格条件を満たした場合に委員となることができる。

2 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、何時でも辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に、辞任について文章を提出しなければならない。

設置要綱(改正案)

第3章 委員 (委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

1. 公募による**個人または**団体若しくは法人の代表者
2. 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
3. 関係地方公共団体の職員
4. 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、**個人または**団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない

(途中参加委員)

第7条 (変更無し)

(委員資格の喪失)

第8条 (変更無し)

(辞任)

第9条 (変更無し)

2. 協議会設置要綱の改正(案)

設置要綱（現行）	設置要綱（改正案）
<p>（解任） 第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。 2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。</p> <p>第4章 会長および副会長 （会長および副会長） 第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。 4 任期経過後、後任の会長及び副会長が決定するまでは、その職務を継続する。</p> <p>第5章 会議および専門委員会 （協議会の会議） 第12条 協議会の会議は、会長が召集する。 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。</p>	<p>（解任） 第10条 （変更無し）</p> <p>第4章 会長および副会長 （会長および副会長） 第11条 （変更無し）</p> <p>第5章 会議および専門委員会 （協議会の会議） 第12条 （変更無し）</p>

2. 協議会設置要綱の改正(案)

設置要綱（現行）	設置要綱（改正案）
<p>(専門委員会)</p> <p>第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。</p> <p>(公開)</p> <p>第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。</p> <p>第6章 運営委員会 (運営委員会)</p> <p>第15条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。</p> <p>第7章 事務局 (事務局)</p> <p>第16条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。</p> <p>(事務局の所掌事務)</p> <p>第17条 事務局は、協議会の庶務を行う。</p>	<p>(専門委員会)</p> <p>第13条 (変更無し)</p> <p>第14条 (変更無し)</p> <p>第6章 運営委員会 (運営委員会)</p> <p>第15条 (変更無し)</p> <p>第7章 事務局 (事務局)</p> <p>第16条 (変更無し)</p> <p>(事務局の所掌事務)</p> <p>第17条 (変更無し)</p>

2. 協議会設置要綱の改正(案)

設置要綱（現行）

第8章 補則

（要綱施行）

第18条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

（要綱改正）

第19条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。

2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。

- 1 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附則

1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。

設置要綱（改正案）

第8章 補則

（要綱施行）

第18条 （変更無し）

（要綱改正）

第19条 （変更無し）

附則

1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
7. この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

3. 協議会委員 募集要綱の改正(案)

募集要綱(第Ⅵ期)

第Ⅵ期目の「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」委員 募集要綱

1 趣旨

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」という。)は、荒川河川敷(右図参照)において、地域の方々に意見を伺いながら自然再生事業を推進するため、平成15年度に、計画段階から事業実施段階、及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に協力いただける方を、協議会の委員として募集し協議会を設立しました。

この協議会は、平成15年度に自然再生全体構想を作成、平成18年度に自然再生全体構想を改訂し、具体的な事業の計画について意見交換を行っているところです。今後は、「自然再生事業実施計画」に基づいて、具体的な事業の実施・維持管理について意見交換を行うものです。

この度、委員の任期満了にともなう第Ⅵ期目の委員の公募を行います。

2 委員の選出

「地域での環境に関する活動歴」など応募用紙へ記入をしてき、応募資格が満たされている方を選出致します。また、協議会置要綱第6条第4項により過去に協議会に参加した方の再任は妨げません。

3 応募資格

計画段階から事業実施段階、及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に参加・協力する意志のある個人または団体・法人。応募は個人若しくは団体・法人のどちらか一方でお願いします。

【個人】

平成25年4月2日現在で満18歳以上の桶川市、川島町、上尾市のいずれかの在住者または在勤者。

【団体・法人】

埼玉県内で活動する市民団体、NPO法人、その他の法人。1団体・法人につき1名(代表者のみ)の委員登録となりますが、協議会では委員登録者の代理出席(当該団体・法人に所属する者に限る。)を可とします。

募集要綱(改正案)

第Ⅵ期目の「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」委員 募集要綱

1 趣旨

(変更無し)

2 委員の選出

(変更無し)

3 応募資格

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の主旨に賛同し、計画から事業実施、及び維持管理に至るまで、熱意をもって参加・活動する個人または団体・法人。ただし、応募は個人若しくは団体・法人のどちらか一方とします。

【個人】 削除

【団体・法人】 削除